

本黨ハ黨ノ臨時機關ニシテ、附入マシテ、前ハス

第一節 總 則

第二章 目 的

本黨ハ黨ノ一機關ニシテ、其ノ宗旨ハ、

第三章 組織

本黨ハ無黨人衆黨ニシテ、本黨ノ組織ニシテ、

第一條 總 則

附 則

本黨ハ附則ニシテ、

本黨ハ附則ニシテ、

附 則

附則ニシテ、

附則ニシテ、

附則ニシテ、

附則ニシテ、

第四章 機 關

第一節 黨大會

第四條 黨大會ハ黨ノ最高決議機關ニシテ、代議員、中央委員及本

部役員ヲ以テ構成ス

第五條 黨大會ハ毎年一回、中央委員會之ヲ召集シ、議長及副議長

ハ大會ニ於テ選舉ス

第六條 中央委員會ハ黨員三分ノ一以上ノ要求アリタル時

又ハ中央委員三分ノ二以上必要アリト認めタルトキハ

臨時大會ヲ召集ス

第六條 黨大會ノ代議員ハ各支部ヨリ選出スルモノトス

第七條 選出比率ハ中央委員會之ヲ定ム

黨大會ハ代議員三分ノ一以上出席スルニ非ザレバ議決

スル事ヲ得ズ